

岡山大学算数・数学教育学会会則

1999.6.12.

第1条 本会は岡山大学算数・数学教育学会と称する。

第2条 本会は算数・数学教育に関する理論および実践に関する研究の発表、情報の交換、会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第3条 本会の事務所は岡山大学教育学部数学教室に置く。

第4条 本会は次の事業を行なう。

(1) 学会の開催

(2) 学会誌「岡山大学算数・数学教育学会誌」の発行

(3) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第5条 本会の会員とは、次のいずれかに該当するもので、本会の目的に賛同し、算数・数学教育の理論および実践に関する研究に従事するものをいう。

(1) 岡山大学教育学部数学教室教官、旧教官およびこれに準ずる者

(2) 岡山大学教育学部学生および卒業生

(3) 岡山大学大学院教育学研究科学生および修了生

第6条 会員は会費を納入するものとする。会費は年額2,000円（学生は半額）とする。

ただし、臨時会費を徴収することがある。

第7条 本会に新たに入会する者は理事会の承認を得るものとする。

第8条 本会には、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 理事 若干名

(3) 幹事 若干名

(4) 会計監査 2名

(5) 顧問 若干名

第9条 役員は次のようにして定める。

(1) 会長は、岡山大学教育学部数学教室の教授をもってあて、理事会において選出する。

(2) 理事は次のようにして定める。

①岡山大学教育学部数学教室の教授をもってあてる。

②会員のうち次の各卒業年次の中から、小学校、中学校および高等学校（特殊教育諸学校を含む）よりそれぞれ1名ずつ、及び会長が推薦する者を、総会において選出する。

昭和28年～昭和37年、昭和38年～昭和47年、昭和48年～昭和57年、

昭和58年～平成4年、平成5年～

(3) 幹事、会計監査および顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第10条 役員の任務は次の通り定める。

(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長に事故あるときは、会長の指名した他の理事がこれを代行する。

(2) 理事は理事会を組織し、会の運営にあたる。

(3) 幹事は本会の事務を処理する。

(4) 会計監査は本会の会計を監査する。

(5) 顧問は本会の運営などについての相談に応ずる。

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第12条 総会は毎年1回以上、これを開く。

第13条 学会誌は、毎年1回刊行する。

第14条 本会の会計年度は6月第2土曜日に始まり、翌年6月第2土曜日の前日に終る。

第15条 本会則の変更は理事会の決議による。

第16条 会の運営に関する会則以外の事項は、別に定める。

付則 本会則は平成5年6月12日より施行する。

付則 本会則は平成9年5月24日より施行する。

付則 本会則は平成11年6月12日より施行する。